# 平成３０年西日本豪雨による大雨災害に伴う健康保険特例措置について

神戸機械金属健康保険組合

このたびの平成３０年西日本豪雨による大雨災害により、被災された皆様方に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興とご健勝をお祈りいたします。

今回の災害による被災に伴い、下記の特例措置を設けておりますのでお知らせいたします。

## １　被保険者証の再交付について（対象：被保険者・被扶養者）

健康保険証（被保険者証）を紛失・消失された方への再交付を行っていますので、できるだけ早く再交付申請の手続きをされますようお願いいたします。

なお、被保険者証の再交付については、通常事業主を経由していただきますが、それが困難なときは被保険者から健康保険組合に直接連絡してください。

## ２　健康保険証がない場合でも病院・診療所で受診できます（対象：被保険者・被扶養者）

健康保険証（被保険者証）の再交付が間に合わない場合でも、医療機関の窓口で次の事項を申し出れば受診できることになっています。

①　氏名　②　生年月日　③　連絡先（電話番号等）　④　勤務する事業所名

## ３　医療機関に支払う一部負担金が減額又は免除されます（対象：被保険者・被扶養者）

下記災害救助法の適用市町村に住所を有する方で、今回の災害により被害を受けた方のうち、①住家が全壊（全焼、流失、埋没）、半壊（半焼）、床上浸水した場合、又は②主たる生計維持者が死亡もしくは重い傷病を負った場合は医療費の一部負担金が免除されます。

**（免除期間は災害救助法の適用年月日から令和２年６月３０日までの診療分です。（令和元年１２月３１日までの予定でしたが、被害の甚大さに鑑み延長します。平成３０年１２月３１日までは下記に示す免除証明書の申請は必要なく、医療機関の窓口で被災の事実を伝えていただくことで免除されます。平成３１年１月１日以降は下記に示す手続きに従って、免除証明書の交付を受け、医療機関に提示していただくことで免除が受けられます）**

免除される一部負担金等

・一部負担金

・保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）

・訪問看護療養費

免除の方法

「一部負担金徴収猶予・減額・免除証明書」を医療機関に提示することで免除を受けられます。

申請方法

「一部負担金等徴収猶予・減額・免除申請書」に下記書類を添付して当健康保険組合へ申請してください。

A　住家が全壊（全焼、流失、埋没）又は半壊（半焼）、床上浸水した場合
罹災証明書
B　主たる生計維持者が死亡、もしくは重い傷病を負った場合
a　世帯全員の住民票
b　死亡診断書、埋葬許可証等又は１ヶ月以上の治療を要すると認められる旨を記載した医師の診断書等

災害救助法の適用される被災地域

高知県
安芸市　香南市　長岡郡本山町　宿毛市　土佐清水市　幡多郡三原村
鳥取県
鳥取市　八頭郡若桜町　八頭郡智頭町　八頭郡八頭町　東伯郡三朝町
西伯郡南部町　西伯郡伯耆町　日野郡日南町　日野郡日野町　日野郡江府町
広島県
広島市　呉市　竹原市　三原市　尾道市　福山市　府中市　東広島市
江田島市　安芸郡府中町　安芸郡海田町　安芸郡熊野町　安芸郡坂町
岡山県
岡山市　倉敷市　笠岡市　井原市　総社市　高梁市　新見市　瀬戸内市　赤磐市　真庭市　浅口市　都窪郡早島町　浅口郡里庄町　苫田郡鏡野町　英田郡西粟倉村　加賀郡吉備中央町
京都府
福知山市　舞鶴市　綾部市　宮津市　京丹後市　南丹市　船井郡京丹波町
与謝郡伊根町　与謝郡与謝野町
兵庫県
豊岡市　篠山市　朝来市　宍粟市　赤穂郡上郡町　美方郡香美町　姫路市　西脇市　丹波市
多可郡多可町　佐用郡佐用町　養父市　たつの市　神崎郡市川町　神崎郡神河町
愛媛県
今治市　宇和島市　大洲市　西予市　北宇和郡松野町　北宇和郡鬼北町

## ４　徴収猶予、減額、免除の対象になるにもかかわらず徴収猶予、減額、免除されることを知らないで一旦一部負担金を医療機関に支払っている場合

「一部負担金等還付請求書」に下記書類を添付の上、提出いただきましたら、後日還付をいたします。
A　住家が全壊（全焼、流失、埋没）又は半壊（半焼）した場合
a　罹災証明書
b　医療機関等が発行する領収証
B　主たる生計維持者が死亡、もしくは重い傷病を負った場合
a　世帯全員の住民票
b　死亡診断書、埋葬許可証等又は１ヶ月以上の治療を要すると認められる旨を記載した医師の診断書等
c　医療機関等が発行する領収証